



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 鐵宏  
(コード番号 2372 東証第一部)  
問 合 せ 先  
役 職 取締役 経営企画部担当  
氏 名 秀島 直樹  
電 話 03-5436-3148

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) その他、上記変更に伴う必要な規程及び文言の加除、修正及び条数等所要の変更を行うものであります。

具体的な変更の内容は、以下のとおりであります。(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更定款案
(株券の発行) 第 6 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第 7 条 当社の株券の種類並びに株式、新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 6 条 当社の株式、新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 8 条 (条文省略) ③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	第 7 条 (条文省略) ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
第 9 条～第 46 条 (条文省略)	第 8 条～第 45 条 (現行どおり)

現行定款	変更定款案
(新設)	<p data-bbox="815 219 868 248">附則</p> <p data-bbox="815 248 1422 387">第1条 当社の株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="815 387 1422 490">第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成21年6月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日：平成21年6月26日（金曜日）

以 上